

障がい者虐待防止センターを開設します

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援などに関する法律(障害者虐待防止法)が平成 24 年 10 月 1 日から施行されます。

これに伴い、浅川町障がい者虐待防止センターを開設します。

障がい者虐待防止センターの業務

- 障がい者虐待に関する通報・届出の受付
- 障がい者および養護者への相談、指導および助言
- 広報その他の啓発活動



障がい者虐待とは

- 養護者（世話をしている家族、親族、同居人）による虐待
- 障害者福祉施設従事者等（障がい者の通所・入所施設等）による虐待
- 使用者（雇用主等）や職員などによる虐待

虐待の種類

- 殴る、蹴る、たばこの火を押しつけるなどの身体的虐待
- 性的暴力、性的行為の強要（性的虐待）
- 「バカ」「アホ」など侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴るなどの心理的虐待
- 食事を与えない、必要な治療や衛生管理（入浴、掃除、着替え等）を怠るなど意識的に放棄する（ネグレクト）
- 預貯金を本人の意思に反して使用する、給料を規定通り支払わないなどの経済的虐待



被害の拡大を食い止めるために・・・あなたの通報が早期発見・早期対応につながります！虐待を発見した場合は、国民の誰もが通報の義務を負っています。通報の秘密は守られます。

浅川町障がい者虐待防止センター

0247-36-4123

（月曜日～金曜日午前8時30分から午後5時15分）

090-2272-4123

（上記以外の時間）

〒963-6292 浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の15
（浅川町役場保健福祉課内）